

事務局説明資料

(店頭FX取引に関する各国の規制動向)

平成30年3月29日

金融庁

現行規制の概要

- 資本要件：最低資本金は①2,000万ドル＋②顧客の預託した金額の5%から1,000万ドルを控除した額
- レバレッジ規制：主要通貨50倍、その他の通貨20倍。
(※主要通貨：スイスフラン、カナダドル、日本円、ユーロ、オーストラリアドル、ニュージーランドドル、スウェーデンクローナ、ノルウェークローナ、デンマーククローナ)
- ストレステスト：「半月に1回以上、極端であるが起こりうる条件下」で実施
- 報告制度：日次で注文・約定に関するデータ(当日の全注文・全約定データ、業者が行った提示価格の調整、システム障害・相場急変についての情報等)を全米先物協会(National Futures Association; NFA)に報告することを義務付け(参考)。
提出遅延の場合、一日あたり1,000ドルの遅延手数料が課される。

(参 考)NFAは、受領したデータをもとに、以下の分析を日次で実施。

- － 注文受付時間と取引成立時間の差(約定遅延度合)
- － 発注時に顧客に表示された価格と、注文が取引プラットフォームに到達したときの価格の間の相違(スリッページ)がどの程度の頻度で生じるか
- － 提示価格が、情報ベンダー等の市場価格と乖離していないか。提示スプレッドが他の業者の提示しているスプレッドと乖離していないか
- － ロスカット注文や追証の判定が行われる価格が、他の業者での価格と乖離していないか

現行規制及び欧州証券市場監督機構案 (注1) の概要

- **資本要件(現行):** 自己勘定において取引を行う(自己でポジションを抱える)業者については最低資本金73万ユーロ(約9,600万円)(注2)。
- **レバレッジ規制(案):** 主要通貨 30倍、その他の通貨 20倍。
(※主要通貨:米ドル、ユーロ、日本円、英ポンド、カナダドル、スイスフラン)
- **ロスカット制度(案):** 有効証拠金が当初証拠金の50%以下になった場合、建玉ごとに強制決済される仕組み (Margin close-out rule)を義務付け。
- **未収金発生リスクへの対応(案):** 口座ベースで顧客の預託した証拠金を上回る損失を顧客に生じさせない仕組み (Negative balance protection)を義務付け。 なお、ドイツ及びフランスにおいて類似の制度が導入済み。

(注1) 2018年1月18日公表の欧州証券市場監督機構 (European Securities and Markets Authority; ESMA) 案 ESMA35-43-904より。

(注2) EU指令 (2013年6月26日) より。レート計算は2018年3月27日現在。

(出 典) ESMA公表資料等

英 国

現行規制及び英国金融行為規制機構案の概要(注1)

- **資本要件(現行):** 自己勘定において取引を行う(自己でポジションを抱える)業者については最低資本金73万ユーロ(約9,600万円)。(注2)(注3)
- **レバレッジ規制(案):** 取引経験が1年未満の者については、主要通貨 25倍、その他の通貨 20倍。取引経験が1年以上の者については、主要通貨50倍、その他の通貨40倍。
- **ロスカット制度(案):** 顧客の純担保額が当初証拠金額の50%を下回った場合、建玉ごとに強制決済される仕組み(Margin close-out requirement)を義務付け。
- **特典の禁止(案):** 顧客が口座を開設したり取引を行うにあたり、これを促進するような特典の提供を禁止。
- **リスク喚起(案):** 顧客口座の損益の割合についての公表を含む、リスクについての注意喚起を義務付け。

(注1) 2016年12月英国金融行為規制機構(Financial Conduct Authority; FCA)公表のConsultation Paper CP16/40より。ESMAが差金決済取引に係る各国の政策への介入を検討していることから、実施を見合わせている状況。

(注2) EU指令(2013年6月26日)より。

(注3) レート計算は2018年3月27日現在。

現行規制の概要

- レバレッジ規制:一律10倍。
- 投資家に対し、損失口座比率等についての情報を含む取引リスクに関する告知を義務付け。
- 高価な景品が支給される大会の開催等を通じた、過度な投資家の勧誘を制限。

(出 典)韓国金融監督院公表資料